⑺ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have the qualification during fiscal 2016, 2017, 2018 in “offer of services” for participating in tenders by Single Qualification for every ministry and agency.

⑻ Contact point for the notice: Shingo Ito, General Affairs Department, Management Organization for Postal Savings and Postal Life Insurance, 13—1 Toranomon 5-chome, Minato-ku, Tokyo 105—0001, Japan. TEL 03—5472—7103

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月17日

契約責任者　日本郵便株式会社
管財室担当執行役員　宮﨑　良治

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　日本郵政グループ広島ビル修繕工事

⑶ 工事場所　広島県広島市中区東白島町19—8

⑷ 工事内容　本工事は、鉄骨耐火被覆材の更新が主体の修繕工事である。

なお、付随する設備工事は本工事に含まれる。

構造　鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上８階地下２階搭屋３階
床面積　約16,020㎡（本館）
修繕対象床面積　約12,800㎡
用途　事務所

⑸ 工期　平成32年２月12日

⑹ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。詳細は入札説明書による。

⑺ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　取引先の資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴ 単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

① 次に該当しない者であること。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐ 不正又は不誠実な行為をした者

㋑ 不法行為をした者

㋒ 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

㋓ 安全管理の措置が不適切であると認められる者

㋔ 契約相手方として不適切であると認められる者

㋕ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

㋐ 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

㋑ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

㋒ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

㋓ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

㋔ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

㋕ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく建築工事（一式）の総合評定値（申込書及び資料の提出期限日の１年７ヶ月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）の通知を受けていること。

③ 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵便株式会社から取引先の制限（日本郵政グループ他社からの指名停止等で日本郵便株式会社から非通知の場合を含む。）、国土交通省中国地方整備局又は広島県から指名停止（国土交通省中国地方整備局又は広島県から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けていないこと。

⑵ 単体参加者及び共同企業体の代表者　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 建設業法第27条の29に基づく建築一式の総合評定値が1,320点以上であること。

② 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成20年度以降に元請けとして完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の１棟の建物で、工事対象床面積の合計が6,400㎡以上の修繕又は模様替工事。ただし、工事内容に、作業レベル１（注）でのアスベスト含有建材の撤去処分（規模は問わない）を含む工事であること。

注：作業レベル１とは、建設業労働災害防止協会で規定する石綿含有建材別の作業区分をいい、関係法令で規定する具体的な方法に適合させて実施したもの（他の含有建材であっても、諸官庁の指導により同等作業で行ったものを含む。）。以下、同じ。

③ 次に掲げる全ての要件を満たす技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成20年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６ヶ月以上経験した者。

鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の１棟の建物で、工事対象床面積の合計が6,400㎡以上の修繕又は模様替工事。ただし、工事内容に、作業レベル１でのアスベスト含有建材の撤去処分（規模は問わない）を含む工事であること。

なお、この工事実績は、会社に求める施工実績の工事と異なってもよい。

ウ 監理技術者資格者証（裏面に講習終了履歴の記載が無い場合は、別に監理技術者講習終了証が必要）を有する者であること。

エ 申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、申込書の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。